

3-1 多量排出事業者及び建設業者に対する指導要綱

名 称	多量排出予定事業者における産業廃棄物の予測評価に関する指導要綱	建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱
制定年月	平成13年4月	平成13年4月
目 的	産業廃棄物を多量に排出しようとする事業者に対する産業廃棄物の排出管理、適正処理及び減量化	建設工事等から生じる産業廃棄物の再生利用等による減量化及び適正処理
対 象	新設、新增設等による産業廃棄物の発生量が1,000t以上/年の事業を実施しようとする者（建設業及び廃棄物処理業に係る事業を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・府内に営業所を有する資本金3億円以上の総合事業者 ・元請責任は全ての建設業者
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物予測評価書の策定及び提出 ・産業廃棄物処理実績報告書の提出 ・産業廃棄物の排出管理、適正管理及び減量化に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物処理実績報告書の提出 ・大規模工事における廃棄物アセスメント制度 ・工事関係者（発注者、下請業者、処理業者）の措置規定 ・元請責任の強化（大阪ルール）（全ての建設業者が対象）
備 考		306業者が対象（平成19年度）